

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税・住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動（退職、転職等）した場合）に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出ください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出

担当者の氏名、電話番号は必ずご記入ください。不明な点があれば、ご連絡する場合がございます。

税額通知書でお知らせした指定番号及び宛名番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地名	個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
	フリガナ	生年月日	納税者の税額 通知書に記載された年税額	月分から	月分から	転勤・退職等の異動が発生した日	特別徴収ができなくなった事由の番号を記入する	(ウ)がある場合、徴収方法の番号を記入する
給与所得者	氏名	1/1現在 異動後	1/1現在の住所に変更がある場合は新しい住所	月分まで	月分まで			

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地名	フリガナ	特別徴収指定番号	担当氏名	電話番号	法人番号	新しい勤務先での月割額及び徴収開始月

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額)を 右欄に記入	円	(ウ)を一括徴収する場合、それを納入する月分
-------	--	----------------------------	---	------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。
-------	---

【異動届出書の書き方】

- 提出期限は、異動のあった日の属する月の翌月10日までです。
- 年度の途中で住所地が変わる場合は、それぞれの市町村へ異動届出書を提出してください。

例 令和6年度の特別徴収税額があり、令和5年1月1日と令和6年1月1日の住所地が異なる場合は、令和5年1月1日の住所地の市町村へは特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和6年1月1日の住所地の市町村へは給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出が必要です。

市町村	転勤等、新勤務先が特別徴収を継続する場合は、その名称・所在地・電話番号。 また、新勤務先に吹田市の指定番号がある場合はその指定番号。法人の場合は法人番号。
-----	--